

(略)

東京都監査委員	鈴 木 章 浩
同	小 山 くにひこ
同	茂 垣 之 雄
同	松 本 正一郎
同	後 藤 靖 子

令和 6 年 4 月 4 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

## 記

本件請求において、請求人は、都が法人 A に対して交付することを決定し支払った令和 4 年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金（以下「本件交付金」という。）は、過大な弁護士報酬や直接必要ではない研修参加費が含まれていることなどから違法、不当であるとして、当該交付金の返還等、都が被った損害を補填するために必要な措置を講ずることを求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

### 1 要綱等の定め

(1) 令和 4 年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金交付要綱

(以下「本件要綱」という。)によれば、交付金は、東京都及び都内区市町村が、配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進する事業に要した経費に充てるために交付することにより、都内における行政と民間が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実を図ることを目的とするものである。知事は、区市町村及び民間シェルター等が行う事業(以下「交付対象事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で交付金を交付するものとされており(第2・1)、「受入体制整備事業」、「専門的・個別的支援事業」及び「切れ目ない総合的支援事業」(これらを併せて以下「本件事業」という。)が補助対象経費の種目として挙げられている(同2及び別表)。

(2) 令和4年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金公募要領

(以下「本件要領」という。)によれば、本件事業のうち、「専門的・個別的支援事業」とは、「被害者等に対する専門的・個別的支援を実施するため、専門職の雇用又は派遣、及び支援員への研修等の実施により対応力の強化を行う事業」をいい、「被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援の実施」、「支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上」等の取組が例示されている。本件事業の実施に直接必要となる経費のうち別表に定めるものが交付金の交付の対象となる経費とされ(第6)、本件事業以外に国、地方公共団体等から財政的支援を受けている取組に係る経費は交付金の交付対象とならないが、本件事業部分とその他財政的支援を受けて実施する事業部分の明確な区分がなされ、一体的に実施することで相乗効果が期待される場合は、この限りではないとされている(第7・5)。

(3) 東京都若年被害女性等支援事業実施要綱によれば、東京都若年被害女性等支援事業

(以下「支援事業」という。)は、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めた事業を実施することにより、若年女性の自立の推進に資することを目的とし、都が実施主体となり、その事業の一部について、年間を通じて若年女性の支援を行う団体に委託して行うことができるとされている。同事業において、都は、「(1) アウトリーチ支援」(困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の支援を実施するもの)、「(2) 関係機関連携会議の設置」(都が、行政機関、民間団体及び医療機関等で構成する会議を設置するもの)、「(3) 居場所の提供に関する支援」(若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所

での支援が必要と判断した場合、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施するもの)及び「(4) 自立支援」(累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する利用者について自立支援計画等に基づき自立に向けた支援を実施するもの)といった事業を行うこととしている。

## 2 請求人の主張について

### (1) 本件交付金を交付することを決定したことが本件要領の定めに違反するとの主張について

請求人は、都が法人Aに対して本件交付金を交付することを決定したこと(以下「本件決定」という。)は本件要領の定めに違反する旨主張し、その根拠として、本件要領において、本件事業以外に国、地方公共団体等から財政的支援を受けている取組に係る経費が補助対象経費に当たるというためには、本件事業部分とその他財政的支援を受けて実施する事業部分の明確な区分がなされ、一体的に実施することで相乗効果が期待される場合に当たる必要があるところ、法人Aが弁護士と連携して行う支援の事業を本件事業と支援事業の双方で行っていたと見られ、本件事業と支援事業の両事業につき明確な区分がなされていないことを主張する。

この点、令和4年度の支援事業に関する実施状況報告書によると、「居場所の確保が必要となる事案(本人が保護を希望する事案)は、原則として弁護士につなぐこととしており、2022年度は本人が保護を希望する事案のすべてにおいて弁護士が本人の代理人として、対行政交渉…(略)…等を行った。…(略)…子ども本人が弁護士費用を負担することはできないため、法人Aが東京都から、「東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金」を受けて、そこから弁護士費用を支出した(若年被害女性等支援事業の委託費は使っていない。)」との記載が見られることから、本件事業と支援事業は明確に区分されていることがうかがわれる。

また、本件交付金に係る実施計画書によると、法人Aは、既存事業として支援事業を都から受託していることを明記しており、支援事業を通して出会う若年女性を本件事業の弁護士が支援することで、必要な手続や調整を行うとされていることから、本件事業と支援事業を一体的に実施することで相乗効果が期待される場合に当たることがうかがわれる。

したがって、本件事業と支援事業について、これらの明確な区分がなされ、一体的に実施することで相乗効果が期待される場合に当たることがうかがわれることから、請求人の主張は、本件決定が本件要領の定めに違反していることを摘示するも

のとはいえず、都の財務会計上の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

(2) 弁護士報酬が補助対象経費に当たらないとの主張について

請求人は、法人Aが本件事業に関し弁護士に支払った報酬について、本件事業や支援事業に係る報告書の対象者数や支援件数、各弁護士の活動時間や報酬額等に基づき支援対象者一人当たりの支援件数や支援時間数を算出し、これだけ多くの法的支援が必要であったか、強い疑問がある、法的支援の件数について、弁護士ごとに大きなばらつきがある等として、一部の弁護士が、本来ならば必要のない法的支援を行うなどして、支援件数及び活動時間数を水増ししている可能性をうかがわせると主張する。

この点、本件要領によると、弁護士による支援は、本件事業中の「専門的・個別的支援事業」のうち「被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援」に該当するところ、支援対象者の置かれた状況等によって様々な対応が想定され、弁護士の状況によっても支援件数等に差異が生ずることが想定されることから、算出された支援対象者一人当たりの支援の回数や時間数のみをもって何らかの不合理な点があるということとはできず、水増しの可能性があるとの請求人の主張は、請求人の見解又は推論を述べるものであるといわざるを得ない。

また、請求人は、都は法人Aが弁護士に支払った報酬に対応する法的支援が実際に行われたかを確認しないまま、当該報酬に相当する本件交付金を同法人に支払う旨の本件決定を行っている旨主張する。

この点、本件要綱によると、民間シェルターの代表者は、交付対象事業を完了したときは、所定の時期までに所定の実績報告書を知事に提出しなければならず（第11・1）、知事は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとされている（第12・1）ところ、本件交付金に係る実績報告書によると、収支に係る明細書や支払日等について整理された一覧表のほか、弁護士ごとに作成された請求書が活動記録とともに提出されていることがうかがわれる。そして、予備的調査によると、所管局は、法人Aからの実績報告書の提出を受け、弁護士の支援内容や支払実績を根拠資料により確認するとともに、同法人に対し、必要に応じて活動内容についてヒアリングを行ったとのことである。

したがって、弁護士報酬が補助対象経費に当たらないとする請求人の主張は、都の財務会計上の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

(3) 研修参加費が補助対象経費に当たらないとの主張について

請求人は、法人Aが研修実施主体に支払った研修参加費について、同法人がスタッフ又はその関係者に受講させた研修のすべてが事業の実施に直接必要であったとは考えられない旨主張し、その根拠として、同法人では研修で学んだ内容をスタッフ間で共有していることを指摘するが、いかなる研修が、いかなる理由から事業の実施に直接必要であったとは考えられないとしているのか明らかでない。

また、請求人は、法人Aがスタッフに参加させた研修の実施主体が同法人と関係のある団体であり、その講師は同法人の関係者であると見られる、公金を原資とする本件交付金を同法人の関係団体等に得させることは本件要綱等が想定するところとは大きく異なるものと考えられる等と主張するが、請求人の当該主張を裏付ける根拠は明らかでなく、仮に請求人が主張するような事実があるとしても、直ちに法人Aがスタッフ等に受講させた研修の事業における必要性が否定されることにはならない。

したがって、研修参加費が補助対象経費に当たらないとする請求人の主張は、いずれも請求人の見解又は推論を述べるものといわざるを得ず、都の財務会計上の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。